

「公印省略」

25医字第 294 号
平成25年 6月24日

保険医療機関 各位

久留米市長 楠原 利則
(健康福祉部 医療・年金課)

久留米市乳幼児等医療費支給制度の改正について

平素より、市民の健康の保持・増進等にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日から、子育て支援の充実を図るため、久留米市乳幼児等医療費支給制度における助成対象の拡大を行なうこととしております。

つきましては、制度の円滑な実施を図るため、下記のとおり資料・チラシ等を送付させていただきますので、窓口での取扱い及び請求手続き等に、ご協力をいただきますようお願いいたします。

今後とも、乳幼児等医療費支給制度等の公費医療制度の運用に、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 久留米市乳幼児等医療費支給制度の改正概要及び取扱い《別紙1》
- 2 制度改正チラシ《別添》
- 3 制度改正ポスター《別添》

■お問い合わせ先■

【制度内容に関するご質問】

久留米市健康福祉部 医療・年金課

電話 0942-30-9034

【請求方法に関するご質問】

福岡県国民健康保険団体連合会

審査部第1課第3係

電話 092-642-7821

久留米市乳幼児等医療費支給制度の改正概要

I 改正時期

平成25年10月1日

II 改正内容

※下線箇所変更部分

	現行	改正後
対象者	入院外：小学校就学前	入院外：小学校3年生年度末
自己負担	<p>【現物給付】 3歳未満：なし 3歳以上就学前： 入院外 600円／月（限度）</p>	<p>【現物給付】 9歳未満：なし 3歳以上就学前： 入院外 600円／月（限度） <u>小学校1年生から3年生</u> 入院外 1,000円／月（限度）</p>

III 自己負担について

- (1) 1つの医療機関ごとに自己負担限度額まで自己負担します。
- (2) 同一医療機関の解釈
 - ・旧総合病院で診療科が異なる場合であっても同一医療機関とみなします。
 - ・医科と歯科を併設する医療機関にあっては、医科と歯科は別々医療機関とします。
 - ・同じ月内に同一医療機関で入院と通院があった場合も、それぞれで自己負担します。
- (3) 治療用器具については、入通院に付随するものであるため自己負担は徴収しません。
- (4) 薬局については、従来どおり自己負担は徴収しません。

○自己負担額の計算方法

- ①受診の際の医療機関での窓口負担は10円単位（10円未満は四捨五入）とします。
- ②通院において、初回の受診で月限度額に満たない場合は、その額を自己負担とし、2回目以降は、月限度額と既に負担した額との差額の範囲内で自己負担します。

IV 診療報酬明細書について

公費負担者番号 81400046

乳管規給付外の額 1,000円／月（限度）※

※ 総医療費×自己負担割合（3割）≤1,000円の場合は久留米市乳幼児等医療への請求できません。併用ではなく、単独レセプトにて請求ください。